

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成29年 5月17日

**【会社名】** 株式会社エムティーアイ

**【英訳名】** MTI Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 前多 俊宏

**【本店の所在の場所】** 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

**【電話番号】** 03 (5333) 6323

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 松本 博

**【最寄りの連絡場所】** 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

**【電話番号】** 03 (5333) 6323

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 松本 博

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 新株予約権証券

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当  
発行価額の総額 75,129,600円  
本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
340,431,000円  
(注) 1. 本募集は、平成29年4月27日開催の当社取締役会の決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。  
2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しません。

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年4月27日付で提出した有価証券届出書、平成29年4月28日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書及び平成29年5月10日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「発行数」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」が平成29年5月16日に確定したこと、及び「発行価額の総額」「発行価格」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」「新規発行による手取金の額」が平成29年5月17日に確定したことに伴い、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

##### 2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

### 第三部 参照情報

#### 第2 参照書類の補完情報

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

# 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

### 1 【新規発行新株予約権証券】

#### (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	3,947個 (注) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	83,281,700円 (注) (注) 平成29年4月25日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基礎として算出された見込額となります。
発行価格	<p>新株予約権の発行価格は、次式のブラックショールズモデルにより以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とします。</p> $C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$ <p>ここで、</p> $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$ <p>(1) 1株あたりのオプション価格 (C)  (2) 株価 (S) : 平成29年5月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)  (3) 行使価格 (X) : (注1)  (4) 予想残存期間 (T) : 3.71年  (5) ボラティリティ (σ) : 3.71年 (平成25年8月31日から平成29年5月17日まで) の隔週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率  (6) 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率  (7) 配当利回り (q) : 当社普通株式1株当たりの配当金 ( (平成28年9月期の実績配当金 + 平成29年実績中間配当金) ÷ 上記(2)に定める株価 )  (8) 標準正規分布の累積分布関数 (N(•))  (注1) 行使価格については平成29年5月16日に決定する予定です。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除きます。) の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額 (1円未満の端数切り上げ) とします。ただし、当該金額が割当日の前日の終値 (当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値) を下回る場合は、当該終値とします。  (注2) 発行価格については平成29年5月17日に決定する予定です。</p>
(略)	(略)

(注1～3略)

4. 本募集の対象となる者の概要は、次のとおりであります。

当社の取締役および従業員の場合、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社の取締役および従業員が当社に対して有する報酬または賃金の請求権と当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しません。

当社子会社の取締役および従業員の場合、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社子会社の取締役および従業員が、当該子会社の報酬または賃金の支払債務を当社において併存的に引き受ける（新株予約権の払込金額と同額に限ります。）ことを承諾し、これにより当社子会社の取締役および従業員が有する当社に対する報酬または賃金の請求権と当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しません。

割当対象者の区分	人数	新株予約権の発行数
当社取締役	5名	1,146個
当社従業員	<u>136名</u>	<u>2,543個</u>
当社子会社の取締役	11名	210個
当社子会社の従業員	6名	48個
合計	<u>158名</u>	<u>3,947個</u>

※当社子会社は、Automagi(株)、クライム・ファクトリー(株)、(株)ファルモ、(株)ビデオマーケット、(株)カラダメディカを対象としております。なお、当該当社子会社には完全子会社及び完全孫会社ではないものが含まれています。

(訂正後)

発行数	<u>3,913個</u>
発行価額の総額	<u>75,129,600円</u>
発行価格	<u>19,200円</u>
(略)	(略)

(注1～3略)

4. 本募集の対象となる者の概要は、次のとおりであります。

当社の取締役および従業員の場合、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社の取締役および従業員が当社に対して有する報酬または賃金の請求権と当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しません。

当社子会社の取締役および従業員の場合、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社子会社の取締役および従業員が、当該子会社の報酬または賃金の支払債務を当社において併存的に引き受ける（新株予約権の払込金額と同額に限ります。）ことを承諾し、これにより当社子会社の取締役および従業員が有する当社に対する報酬または賃金の請求権と当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しません。

割当対象者の区分	人数	新株予約権の発行数
当社取締役	5名	1,146個
当社従業員	<u>133名</u>	<u>2,509個</u>
当社子会社の取締役	11名	210個
当社子会社の従業員	6名	48個
合計	<u>155名</u>	<u>3,913個</u>

※当社子会社は、Automagi(株)、クライム・ファクトリー(株)、(株)ファルモ、(株)ビデオマーケット、(株)カラダメディカを対象としております。なお、当該当社子会社には完全子会社及び完全孫会社ではないものが含まれています。

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

(略)	(略)
新株予約権の目的となる株式の数	394,700株 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とします。 なお付与株式数は後記(注)1により調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数切り上げ)とします。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とします。 なお、行使価額は後記(注)2により調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	341,810,200円 (注) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額(平成29年4月25日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とします。)です。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。
(略)	(略)

(注略)

(訂正後)

(略)	(略)
新株予約権の目的となる株式の数	391,300株 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とします。 なお付与株式数は後記(注)1により調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 行使価額は、678円とします。 なお、行使価額は後記(注)2により調整を受けることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	340,431,000円 (注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当を受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。
(略)	(略)

(注略)

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額 (円) (注) 1	発行諸費用の概算額 (円) (注) 2	差引手取概算額 (円)
341,810,200	3,000,000	338,810,200

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算したものであり、本有価証券届出書提出時の見込額（平成29年4月25日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とします。）を記載しています。

なお、当社の取締役および従業員の場合、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社の取締役および従業員が当社に対して有する報酬または賃金の請求権と当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しません。

当社子会社の取締役および従業員の場合、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社子会社の取締役および従業員が、当該子会社の報酬または賃金の支払債務を当社において併存的に引き受ける（新株予約権の払込金額と同額に限ります。）ことを承諾し、これにより当社子会社の取締役および従業員が有する当社に対する報酬または賃金の請求権と当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しません。

(注2～3略)

(訂正後)

払込金額の総額 (円) (注) 1	発行諸費用の概算額 (円) (注) 2	差引手取概算額 (円)
340,431,000	3,000,000	337,431,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算したものを記載しています。

なお、当社の取締役および従業員の場合、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社の取締役および従業員が当社に対して有する報酬または賃金の請求権と当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しません。

当社子会社の取締役および従業員の場合、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社子会社の取締役および従業員が、当該子会社の報酬または賃金の支払債務を当社において併存的に引き受ける（新株予約権の払込金額と同額に限ります。）ことを承諾し、これにより当社子会社の取締役および従業員が有する当社に対する報酬または賃金の請求権と当該払込債務とを相殺するため、金銭による払込みを要しません。

(注2～3略)

## 第三部 【参照情報】

### 第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書、第1四半期及び第2四半期に係る四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年5月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年5月10日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書、第1四半期及び第2四半期に係る四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年5月17日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成29年5月17日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。